

令和元年 8 月 吉日

関 係 各 位

全国板硝子商厚生年金基金

代表清算人 小池 健一

清算事務の進捗と分配金の申請書送付等について

酷暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。

昨年 10 月にお知らせしました「清算事務の状況及び申請書等の送付予定について」の中で記録の突合が完了する作業に時間を要しており申請書の発送ができないとのご報告をしましたが、本年 7 月末に国と基金の記録突合が完了しましたことご連絡します。

これまで加入員、待期者及び年金受給者の皆様には時間を要したことお詫び申し上げます。

また、清算人会において、今後の予定及び分配金を受け取る際の提出書類等について、お知らせが必要とのご意見がありましたので、併せてお知らせします。

【今後の分配金申請書発送までの予定】

国の記録と基金記録の調整が終了しましたので、最低責任準備金（代行部分：皆様の掛金及び厚生年金保険本体の運用実績利回りによる付利計算を行って算出）を再計算し、最低責任準備金（代行部分）の金額を確定する作業を開始します。

この最低責任準備金（代行部分）の確定作業は、国で管理する記録と基金の記録（双方一致の記録）を国及び基金で各々計算を実施し、最低責任準備金が双方で合致しているかを検証し、国への返還金額である最低責任準備金を確定することになります。この作業には概ね 3 か月を要する見込みです。

また、国（関東信越厚生局）より解散後の基金の経理監査が実施されます。同時期に清算終了までの基金で必要となる経費（主に業務経理）の予算額の監査が行われます。この作業に概ね 2 か月を要する見込みです。

この間、最低責任準備金の確定後、すでに国に納付している額との差額分を国（厚生労働省年金局）に対して返還請求を行い、残余財産額（分配金）が確定します。

上記の作業及び監査が完了した後、残余財産の分配金計算（令和 2 年 4 月頃）を実施し、皆様方に分配金の金額を印字した申請書を送付します（申請書の発送は令和 2 年 5 月頃となります。詳しくは裏面、記録突合後のスケジュール（赤枠内）をご確認ください）。

最後に、分配金の受け取る場合は、申請書に必要事項を記載のうえ提出をお願いしますが、申請書の提出に際しては同封された返信用の封筒を使用し返送されるようお願いいたします。

なお、一時金として受ける分配金の額が 100 万円を超える方や分配金を受け取る前にお亡くなりになられた方のご遺族様が受け取る場合は、申請書の他に受け取りに必要な書類を提出していただく必要がありますので、「申請書以外に書類の提出が必要となる事例」をご一読ください。